

【成果】

- ・日常的に行っている本校の人権教育に新たな視点での取組ができた。
- ・『子どもの権利条例の内容を考えて生活をしている』というアンケートに対して、当てはまると回答した子どもの割合の変化は、事前8%→直後100%→5ヶ月後82%となり、定着が見られた。
- ・困り感を抱えた時に相談できる場があることを子どもたちに知らせる学年として、4年生は適切であった。
- ・わが町、志免町のよさを感じることができた。

【課題】

- ・「志免町子どもの権利条例」についての理解を広げるために、第4学年学級活動年間指導計画に位置づけることが必要である。
- ・すべての町内小中学校での授業実践を行うために、本校での取組とその成果を広く知らせる。

3 検証のまとめと課題

(1) 志免の子ども達が安心して生きる権利保障の視点・課題

本委員会は「子ども達が安心して生きる権利の保障」をテーマとして、志免の子ども達の実態及び子ども達への支援・援助の現状について把握してきた。それらを踏まえて委員会では、志免の子ども達が安心して生きる権利保障を進めるために、今後取り組むべき視点と必要な取り組みを話し合った。その結果以下の4つの視点

- A コミュニケーション能力の低下・貧弱さ
- B 学校の先生をサポートする専門家
- C 中学校卒業後のサポート
- D 子どもの居場所づくり

が設定され、その視点ごとに出された必要な取り組みを 町、地域、家庭、学校の4つの担当部署に分けて整理した。シートは68ページの資料10の(3)に掲載。

以下4つの視点ごとに委員から必要な取り組みとして出された意見を、担当部署別に示し、それらの概要を「まとめ」として記す。

A コミュニケーション能力の低下・貧弱さ

○ 委員の意見

(町に対して)

- ・ 公民館、(児童館)などの社会教育施設・福祉施設を柔軟に活用できるようにする。
- ・ 異世代間交流の活動、親の交流やネットワークをつくる。
- ・ 地域・学校・家庭の連携へのサポートおよびコーディネートを行う。
- ・ 教育委員会で学校のアクティブ・ラーニング(能動的学修)実践の授業研修を行う。

(地域に対して)

- ・ 青少年育成協議会やおやじの会のような子どもと大人が触れあう場をつくる。その場合家庭内のコミュニケーションや親との信頼が築けていないケースが存在することを視点に入れた企画・設計を行う。
- ・ 子どもも親も人と関わることに強い抵抗がある。子ども同士、親同士、子どもと親のコミュニティの場が必要だ。
- ・ 食と遊びと学習支援を結びつけたような、本音で語れる「居場所」があればいい。
- ・ 小さくてもホッとできる場所をつくることで、親が地域や社会につながるようにできないか。
- ・ 地域で挨拶運動を広げる。
- ・ 地域の集会に民生委員が出席し、民生委員が視た子どもの様子を報告し情報を共有する。

(家庭に対して)

- ・ 地域行事に参加して、大人もコミュニケーションを豊かにする。
- ・ 地域の行事などに参加して親子で話せるきっかけをつくる。
- ・ 親が挨拶など地域との関わりの姿を子どもに見せる。
- ・ 学校で家庭学習支援を保護者にお願いし、親と子の会話を進める取り組みや家庭内読書の推進に努める。

(学校に対して)

- ・ 授業にグループ討論などアクティブ・ラーニング（能動的学修）を取り入れることで、コミュニケーション能力を育てる。
- ・ 登下校時の挨拶運動を継続すると共に、地域のなかでも挨拶できるようにしていく。
- ・ 授業のなかで地域の人に協力してもらったり、学校行事で意図的に地域の人を紹介する機会を設けたりして、子どもの社会力育成の一環として地域との関係づくりを行う。

○ まとめ

- ① コミュニケーション能力の低下・貧弱さは、子どもだけではなく親・大人の問題でもあることを踏まえて各意見が出されている。またコミュニケーション能力についてはただ個人的な能力としてではなく、地域や社会をつくりあげる関係力として意識されている。そのことから家庭での親子のコミュニケーションをどうするかというだけではなく、むしろ家庭から地域へ交流や関係を広げていく、社会化する方向への提言が多く為された。

これに関連して、居場所づくりと重なるが、ごく気楽に参加できる小さい集いができればという提言があった。例えば今各地では個人宅、お寺、カフェ、公民館などで参加のハードルを下げた寄り合い的に集まる取り組みがある。ここでは参加者は素直な思いも出せるし、場合によっては学習の場になり様々な考え方や情報に触れて地域や社会とつながっていきける。生活の多様性に対応した交流・コミュニケーション活動のひとつと考えられる。

- ② 現在、町や地域での交流活動が多く取り組まれている。また新たな取り組みも提案されているが、それらの企画や運営において家庭での対話不足や家庭では担いきれない部分があることを共有し汲み取った上での活動にしていくことが重視された。

その為に現在取り組まれている活動について、家庭へのアプローチの仕方を含めて「何が足りないのか」という視点から見直すことが必要とされた。

- ③ 学校では、子どものコミュニケーション活動を中心としたアクティブラーニング（能動的学修）が新学習指導要領で2020年度から実施される。これまでの「教える」授業の在り方

を改め、子ども同志で学び合う対話・討論を中心にした学習を進めようとするものである。これには、国際化のなかで様々な異なる文化や考えの人々と出会いながら関係を創っていかねばならないという時代的要請がある。授業で目指されるのは他者との違いを理解しつつ自分の学びを深め表現していく力である。これからの学校教育で異質な他者を受容し、その違いを理解し、その上で関係を深める力を育てることが期待される。

B 学校の先生をサポートする専門家

(町に対して)

- ・ スクール・ソーシャルワーカー (SSW) を正職員として雇用し増員する。可能なら学校に常駐して教師の生活指導にかかる負担を軽減する。
- ・ 学校のトラブルの未然防止や解決に弁護士のサポートがあればいい。福岡市では児童相談所に所属する弁護士が、学校と保護者の間の問題に対応できる体制を取っている。
- ・ 教師の事務処理を担当するアシスタントを配置する予算的バックアップ。
- ・ 小・中学校ではサポートする内容も違ってくるが、保育園・幼稚園のサポートも考えてほしい。
- ・ 庁舎内の関係課（子育て支援課、学校教育課、社会教育課など）が常態的に連携できる体制をつくる。
- ・ 全国教育長協議会では「今後さらに配置したい教職員」として専科教員、養護教諭、事務職員、「専門スタッフ」としてスクール・ソーシャルワーカー (SSW)、スクール・カウンセラー (SC)、「サポートスタッフ」では学習サポーター、部活指導員が挙げられその予算充実の必要が指摘されている。
- ・ 地域の力を生かして学校の負担を軽減するために、学校と地域の連携を推進する地域連携担当教職員を学校内に配置する。

(地域に対して)

- ・ 現在地域住民による様々な学校支援のボランティア活動（読み聞かせ、赤ペン先生、見守りサポーターなど）が行われている。こうした個々の活動を学校と地域の連携活動として統轄する体制ができないか。
- ・ 地域の人材を活用するために人材マップをつくる。

(家庭に対して)

- ・ PTA が、例えば学校・クラスで問題を抱えている場合、学校・先生と相談し一緒になって解決策を模索するような体制をつくる。
- ・ 家庭での子育てに少なくとも宿題をきちんとさせる、生活習慣づくりなどの努力をすすめる。そのことが学校での教育をサポートすることになる。

(学校に対して)

- ・ 管理職、PTA、町内会長などで構成されている地域連絡協議会の活動を充実させる。
- ・ スクール・ソーシャルワーカー (SSW)、スクール・カウンセラー (SC)、退職警官、保健師などの目がはいるような態勢があれば、先生の孤立感も軽減されるのではないか。
- ・ 退職した教職員を活用する。教室に入って子どもの学習や若い教師のサポートを行う。

- ・ 先生が子どもの学習指導や生徒指導に十分に取り組めるように、専門スタッフの協力を得て指導を連携・分担できる「チームとしての学校」の体制をつくる。
- ・ スクール・ソーシャルワーカー（SSW）が何か、家庭や地域に届いていない。先生方が「スクール・ソーシャルワーカー（SSW）に相談していいですよ」と保護者に伝えて、まずはSSWのことを保護者に知ってもらうことが必要だ。

○ まとめ

- ① 「チームとしての学校」は先生達が余裕を持って子ども達と向き合えるように、先生方の負担を軽減し、教育活動の充実を図ろうとする取り組みである。そのために先ず必要なのは、養護教員、専科教員、事務職員など教職員の増員を図り先生方の多忙な業務を軽減することである。その上で専門家と役割を分担・連携して学校としての教育活動の充実を図る。それにはスクール・ソーシャルワーカー（SSW）やスクール・カウンセラー（SC）、部活動指導員、学校司書などの専門スタッフの参加協力を得る必要がある。

地域との連携を推進する地域連携担当教職員もこのメンバーのなかに位置づけられるだろう。地域連携担当教職員を通じて見守りサポーターや読み聞かせなど、現在行われている地域住民による活動を「チームとしての学校」の活動に統合できるし、今後の学校と地域の連携・協働を進める窓口となることが期待される。

- ② 子どもや家庭・地域社会の変化に伴い、学校の対応する問題が複雑化して、学校だけで解決することが難しく、先生方の身体的・心理的負担が増大している。

例えば「チームとしての学校」でも解決困難な問題に対しては、相談し助言を得られる専門的人材や機関がアドバイザーとして協力する体制を町や教育委員会で整えておく必要があるように思う。

C 中学校卒業後のサポート

（町に対して）

- ・ 中学校卒業後の子どもたちの実態把握を行う。
- ・ 相談窓口を作り、そこから経済的な支援など必要な支援につなげるようにする。
- ・ 卒業生をGUN²や「リリーフ」、「スキッツ」のスタッフとして起用するなどつながりを強化する。

（地域に対して）

- ・ 地元の商店や企業などが中高校生と接触を強め、つながるシステムがあればいい。
- ・ 地元就職している青年たちの活動や防災防犯組織などの活動へ参加を呼びかける。
- ・ 中途退学する生徒たちのためには、どこかに相談する所があるとか、退学したなら次の学校を探したり就職をサポートしてあげたりする所があればいい。居場所とセットでできないだろうか。

（学校に対して）

- ・ 窓口があっても子どもたちからはアクセスしてこないだろうから、学校や町から相談においでよという呼びかけを常時発信できる仕組みがあればいいと思う。
- ・ 今、学校にある「緊急メール」のような卒業生にもつながるものがあればいい。

- ・ 学校の同窓会組織を充実し、学校にいる間に卒業後も相談に来ていいこと、その場所などを知らせておく。

(家庭に対して)

- ・ 家庭では子どもの生活習慣を身に付けさせ、自立を促すようにする。
- ・ 家庭を安心できる場所としての居場所にしていく。
- ・ 安心して相談する所が学校や地域にあって、子どもも家族も、そこを通じて相談する力を持てるようになってほしいと思う。

○ まとめ

① 現在、中学校卒業後の子どもたちに関わる担当部署がはっきりしていない。そのため社会人へ育つ大事な時期の支援体制が十分とは言えないように思われる。それに関して委員からは中卒以後の子どもたち（その家族を含めて）のための相談窓口を設ける必要やまた中学卒業後の子どもたちの実態調査の必要が指摘された。相談窓口をどこに設けるかについては意見が分かれたし、実態調査は家庭環境や子どもの挫折にも関わるため調査方法が難しい。しかしこれからは青少年層の育成・自立支援を進めるために先ず取り組まねばならない課題で、庁舎内に青少年支援の担当部署を明確化して検討を進める必要がある。

② 進学や就職で失敗したり中途退学した青少年にとっては、たとえ相談窓口があったとしても自ら訪れることには抵抗があるに違いない。委員からは学校や町のこちら側からネットなどを活用して常時呼びかけるなど発信の工夫について言及された。また地域の中に中学卒業後の青少年と関わりを強め受け入れる活動や組織の体制を作ることが要望された。

青少年への支援は単なる相談・援助に止まらず、彼・彼女らの人生を創っていく過程づくりとして、仲間や大人と関係し活動する体験を豊かに用意することが重要となる。学校教育だけでは支えきれない育ちの過程を認め、地域社会の力を借りて青少年の学びや学び直しを促す体制が必要である。

D 子どもの居場所づくり

(町に対して)

- ・ 学校に教師以外の第三者が関わる空間を設けられないか、町はその支援を行う。
- ・ GUN²やスキッズ、リリーフの継続と支援を行う。
- ・ 全ての子どもが居場所を持てるように、多様な居場所づくりを進める。
- ・ 学童保育（放課後児童クラブ）で預かる学年と時間の延長を検討する。

(地域に対して)

- ・ 公民館を地域住民によってもっと柔軟に活用できないだろうか。
- ・ スキッズ、リリーフをもっと充実強化する。
- ・ 児童館のようなどんな子も行けて、異学年の子どもたちや親子が集う場があればいい。
- ・ 夜、子どもだけで過ごす家庭のニーズがあれば、夕食と学習支援を行う活動も必要である。

(家庭に対して)

- ・ 家庭を居場所にできない子どもの実態を把握する必要がある。

(学校に対して)

- ・ 担任とは違う養護教諭や保健師、スクール・ソーシャルワーカー（SSW）が児童生徒の相談や悩みを聞く場を設ける。
- ・ 放課後の教室を利用し、老人会のような地域の人たちに子どもの遊びや学習を見てもらうことも考えられる。

○ まとめ

① 私たちは、基本的に子どもは全て居場所を持つことを前提として考えている。子どもの居場所とは、「志免町子どもの権利条例」の第15条にあるように「ありのままの自分であること、休息して自分を取り戻すこと、自由に遊び活動すること、安心して人間関係をつくりあうこと」ができる場所である。調査によると志免町の子どもたちは「1人であるのが一番らくだ」と他者との関係に疲れている様子がうかがえる。志免町では、子どもにとって他者との触れ合いのなかで安心して自分らしく生きられる場所、自己を認めてもらえる心地よい場所がもっと必要と考える。

② 全ての子どもの居場所を実現するためには、子どもたちの生活やニーズに沿った居場所の多様性について考えないといけない。その為には先ず、居場所、特に家庭を居場所にできない子どもの実態を把握する必要がある。

具体的な対応では、今活動している適応指導教室^{ぐんぐん}GUN²、リリーフ、スキッズや学童保育（放課後児童クラブ）などの継承とより一層の充実を支援すると共に、もっと多様な「チームとしての学校」取り組みを促していくことである。スキッズの「出張相談室」、リリーフの「出張リリーフ」は学校に新たな風を吹き込む連携として評価できる。このように学校内に教師以外の第3者（NPO、地域の人、保健師、民生委員等）が関わる空間を設けていくことで子どもの居場所が多様化できる。

③ 現在、家庭生活で厳しい環境に置かれている子どもたちの居場所をどうつくるかが大きく問われている。

ネグレクト（保護の怠慢・拒否）や心理的虐待下の子どもの保護と居場所、満足に食べることのできない子どもたちのための「子ども食堂」、夜間に子どもだけで過ごさねばならない子どもたちへの夜間預かり（トワイライトステイ）など、貧困や夜間就労、保護者の精神的不安定など家庭の様々な事情に即した支援を受けられる体制を考える必要がある。

しかし貧困や親・家庭の事情に関わる支援には大きな問題がある。それは利用の必要な人が、周りから特別な目で見られることを恐れて利用を躊躇してしまうことである。こういった支援を企画・運営していく際には、子どものプライドが傷つけられないように現実的、個別的な配慮が十分になされねばならない。と同時に、私たちが目標とする「子ども達が安心して生きる権利」が認められる社会は、どのような子どももそして親、家庭も特別な目で見られることのない社会、負い目を感じないでいられる社会である筈で、そこを目指すことを忘れてはならない。その為には、子どもの居場所や子育て支援など子どもに関わって支援する人、子どもの発達・成長を見守り支える人をより多く生み出していく活動も重要であろう。

(2) 第3期委員会の自己評価と次期委員会への課題

① 第3期委員会の自己評価

ア 検証の対象及び方法

第3期委員会ではこれまで取り上げていなかった未就学児や中高生世代の問題、不登校、いじめ、親の子育て環境など「見えていない部分」に視点を当て、主題を「子どもが安心して生きる権利の保障」として実態と課題を追究した。未就学児や要保護児童とその家庭、小中学校の支援を必要とする子ども達、実践者が接している子ども達について関係者にヒアリングを行う一方、「ニーズ調査 報告書」（平成26年3月）から主題に沿った部分の実態把握に努めた。「見えていない部分」を調査することは、プライバシーの問題などもあり当事者に直接聞くことが難しく、第2期委員会から課題として提起されていた子ども自身の声を聞くこと、とりわけ支援を必要としている子ども・若者などの声を聞くことは実施できなかった。

主題の性格から対象内容が多岐に渡り、調査結果を統括的な課題として指摘するよりも、むしろ具体的な問題・課題を委員の意見として提出する方が状況の理解と対処に適うと思われた。そこで志免の子ども達が安心して生きる権利保障の視点を A コミュニケーション能力の低下・貧弱さ、B 学校の先生をサポートする専門家、C 中学校卒業後のサポート、D 子どもの居場所づくりの4点にまとめ、それに対処する課題を委員の意見として、担当する町、地域、家庭、学校、の部署ごとに示すことにした。特定の対象に絞って実態を深く掘り下げることは出来なかったが、明らかになった問題の多くは国連子どもの権利委員会が日本に対して第3回最終見解（2010年）で示した懸念・勧告（詳細は62ページの資料9を参照）と重なっており、その点ではこれから取り組むべき子どもの権利保障の適切な方向を示し得たように思う。

イ 組織・運営

各委員は従事・担当している立場から意見や情報を出して論議する中で、子どもの実態や権利保障について認識を新たにすることが出来たように思う。ただ委員の任期が3年と長いので職務の都合上途中で交代せざるを得ない場合があった。できるなら期間を通して参加できる委員を確保することが重要であると考えます。委員会については、委員会での体験を通じて子どもの権利や条例について理解を深めるというメリットもあるので、陪席や傍聴など多くの町民・職員の方に参加してもらおう工夫をしていく必要があるように思う。権利委員会は、条例第25条で町長の諮問を受けるかまたは自らの判断で施策における権利保障の状況などについて調査・審議を行う組織とされている。しかし調査・審議内容について町長による諮問は無く、本委員会では自らの判断で調査・審議の内容を設定した。そのため権利委員会の役割や何を調査・審議すればいいのかについてかなりの時間を費やして論議せざるを得なかった。また権利委員会は調査や審議の結果を報告（報告書として提出）することになっているが、この報告書がその後の施策にどう生かされているか明らかにされないままであった。町からのフィードバックがあれば、それを基点として委員会の役割や調査・審議すべき対象はかなり明瞭になるし、何よりも子ども施策をより一層進展する活動につながれると思う。

② 次期委員会への課題

ア 子どもの権利条例 10 年を検証する。

志免町の子どもの権利条例は平成 28 年度で施行 10 年になる。この 10 年という節目を迎えて「子どもの権利」の施策を検証する段階にきている。町はこの条例に基づいて、あるいは「子どもの権利」の理念を盛り込んで行ってきた施策・事業を点検し検証する必要がある。委員会として 10 年の経過を検証することを町に要請して欲しい。その作業を進めることによって町の政策策定に報告書がどう位置づけられているか、「子どもの権利」理念が縦割り行政を超えて全ての施策に共有されているか等の状況が明らかになると思われる。第 2 期委員会から課題として指摘されていた、委員会の報告内容が町全体の取り組みに位置づけられるような仕組みづくりもこの過程で可能だと思われる。

イ 子どもの声、当事者の声を聞く機会を持つ。

第 3 期委員会では、中学校卒業後の子ども達や乳幼児の子育ての状況把握が必要だと意識されたが、その当事者の声を聞くことが出来なかった。

委員会では中学校卒業後の子ども達については、その実態把握と支援が置き去りにされていることを確認しその対応が必要であることを指摘した。そこで次期委員会では志免町の中学校卒業後の子ども達の実態把握にアプローチできないだろうか。例えばこの世代と触れる機会の多い中学校の先生に実態を伺うとか、施設を利用している生徒たちを足がかりとして中学校卒業後の子ども達の声の直接聞くなど検討してほしい。

また「ニーズ調査 報告書」(平成 26 年 3 月)によれば、0 歳児の保護者の定期的な子育て事業への利用意向は高い。しかし施設・環境(園舎・園庭・玩具など)や保護者への情報伝達などで他の年齢層に較べると満足度が低い。不定期の事業に関しても利用していない理由として、0~2 歳児の保護者では「利用方法(手続き等)が分からない」「自分が事業の対象になるのかが分からない」等の指摘が多い。そこで子育てに関して、子どもの権利保障のためにはどんなことが必要か、0 歳~2 歳児の保護者にアンケートあるいはインタビュー調査は出来ないだろうか。なお調査方法については、保護者が自ら子どもの代弁者であることを理解し、子どもの権利保障について認識を高めるものとなるように工夫する必要があるだろう。

ウ 子どもの居場所づくりの課題を探る。

子育てに苦勞している家庭や夜間子どもだけで過ごす子ども達に、無料または安い料金で食べ物を提供する「子ども食堂」など子どもの居場所づくりが全国的に広がっている。志免町の条例(13 条)でも子どもの居場所の確保と充実が挙げられているが、2016(平成 28)年に民間の有志の方々の活動で志免町にみんなの居場所「いこうや」が開設された。このような活動が子どもの居場所づくりとして広がり展開していくように見守る必要がある。

そこで現在志免町で子どもの居場所づくりに取り組む人たちや関心を持つ人たちに活動の趣旨やその困難、支援の要望、町との連携、ネットワークづくりなどに関して意見を聞くことは出来ないだろうか。志免町での子どもの居場所づくりの方向や課題が明らかになると思う。

4 各委員からひとこと

● 志免町子どもの権利委員長 山崎 冬花

第3期志免町子どもの権利委員会で施策の検証を行うに当たり、子どもを取り囲む現在の状況で心配なことを話し合った結果、各委員からは「公的な支援が届かずにいる子ども」や「家庭や社会での問題」についてのご意見が多かったと記憶しています。しかし、こういった部分は実態が見えにくく、調査や検証も難しいものでありました。

なかなか具体的に検証方法が確定しない中、報道などを通じて、急激に、「子どもの貧困」の問題について社会的に認知されるようになり、「子どもの居場所」や「子ども食堂」といった取り組みが広がってきました。このように、我が子以外の子どもにも関心を持ち、自分のできる範囲で地域の子どもの関わろうとする大人が増えることは、大変喜ばしいことだと感じています。

この度、委員会ではいくつかの提言をまとめましたが、その過程の中で、公的な立場からできることには限りがあるということも良くわかりました。やはり、今、一番必要とされているのは、子どもを理解し受け止めることのできる大人一人一人の意識であろうと思います。

子どもの人権に配慮した、丁寧な対応をすることは忘れてはなりません。理屈をこねて手をこまねいているよりも、誰かが一歩踏み出すことで、励まされる子ども、救われる子どもがいることをもっと知っていただきたいと願っています。

志免町子どもの権利条例の制定から関わらせていただき、第3期委員会では委員長をお引き受けすることになりましたが、その間、多くの方に助けていただきました。この場をお借りしてお礼申し上げます。

● 志免町子どもの権利委員 藤田 尚充

子どもの権利委員を引き受けて、多くの人から志免町の子どもの家庭、子育て状況について話を聞くことが出来ました。今回は表に出てこない不登校や虐待、家庭の問題等「見えていない部分」について取り組みましたので実態を知るのが先で、解決への方策や課題などを明確に提示するのは困難でした。しかし知り得たことからいえることは、これからの子ども達は「大人への信頼感がうすい」というヒアリングでの意見もありました。親の場合も、不登校や子育てで先生やスクール・ソーシャルワーカーの方が訪問しても拒否されるというケースが多く指摘されました。子ども時代に厳しい環境で苦しんだ親は、他者に相談する力が弱い、甘えることが出来ないという専門家もいます。

子ども時代に「助けて！」と言える多くの経験をするのが大切だと思います。そこから「孤立」や「閉鎖」の縛りが解けていくのではないのでしょうか。そのために我々大人はどういう関係や態勢を創ればいいのか、難しいですが考えていく必要があると思います。

● 志免町子どもの権利委員 橋山 吉統

子どもを一個の人格と認め、その健やかな成長を願う町。そして、子ども達が、世界中の子ども達のことについて考え、自分ができることを行う力を身に付けるよう支援する町。それが志免町。このことが子どもの権利条例の前文で宣言されています。

何と素晴らしい理念でしょうか。

さて、子どもを一個の人格と認めるといっても、大人は子どもを未熟だ、経験不足だと決めつけ、その意見を軽視する傾向があります。しかし、未熟だからと言って大人の言う通りにさせるなら何時までたっても自分で考え行動する力など身に付きません。子どもを一個の人格と認めるといっているのであれば、まず子どもが発出した意見を受け入れる、否定しない。そして、受け止めた大人に別の考えがあるなら、それを子どもに返す。この時、大事なことは、異なる理由を丁寧に説明すること。子どもはその異なる意見とそれに付された理由を考え、自分の意見と比較し、さらに自分の意見について再考していく。こうした大人と子どもの相互のコミュニケーション、“対話”の中から、その子どもが考える力を身に付け、様々な意見や考えが交錯する社会の中で生きていく力を育てていくのではないのでしょうか。

1994年に日本が批准した『子どもの権利条約』。そこに定められた『意見表明権』は、子どもは、自分に関係する様々な場面において、自分の意見を表明したり参加したりすることが保障されると規定したうえ、その子どもの意見は、“相応に考慮される”とされています。意見の言いつ放しでもない、子どもに迎合するわけでもない。子どもの意見表明に対する大人側の姿勢を明らかにし、子どもと大人の対話を導く規定と考えることができます。こうした意見交換のプロセスを経る中で、子どもは自身の考えを深め、視野が広まり、新たな発見を生む。『意見表明権』はそうした子どもの成長発達・人格形成を支えている権利と言い得る重要な権利なのです。

この権利は、志免町の子どもの権利条例にもしっかりと書かれています。志免町の子子どもが健やかに成長し、人間性豊かな大人になっていくことを祈念しています。6年間、委員として携わらせていただき大変にありがとうございました。

● 志免町子どもの権利委員 牟田口 朱美

第3期まで、9年間に渡り委員を務めました。

子どもの人権という壮大なテーマに取り組んで参りました。

子ども達に、少しでも多くの、温かい目と手が向けられる町になるよう、微力でもお手伝いが出来たらならうれしく思います。あまり実感はありませんが・・・。

町の発展には、子ども施策の充実が、大きな推進力となります。表には出ない、地道な努力ですが、一歩ずつでも前進する姿勢を子どもに見せたいと思います。

● 志免町子どもの権利委員 佐藤 晃子

個人的なことになりますが、私は福岡に来て約4年になります。それまではずっと東京に暮らしていたため、福岡へ来てからは生活文化や習慣等の違いに驚き戸惑いながら、これまで「当たり前」と思ってきたことが決して当たり前ではないことを強く実感することになりました。

ところで、今期の委員会のテーマは「安心して生きる権利の保障」についてでした。この検証過程でもまた、子どもが「安心して生きる」という「当たり前」のはずであることができていない様々な状況を目の当たりにしました。

このように、権利委員を務めさせていただいた3年の間は、「当たり前」のことが当たり前でないことを何度も痛感することとなりました。「当たり前」と思い込んでいることを一旦頭から取り払って、目の前にあるものにしっかりと向き合うこと、自分にできること・すべきことを、これからも考えていきたいと思えます。

● 志免町子どもの権利委員 金子 眞恵

昨年度より、学校関係者代表として権利委員を務めさせていただいています。

学校では、子どもたち一人一人がいきいきと安心して生活できる環境を整えることを使命と考え、一層の努力を行っております。

本校4年生では昨年度よりNPO法人スペース de GUN²のスタッフに依頼して、『人権カルタ』を資料にした子どもの権利条例を学ぶ学習を行っております。学習後、子どもの権利条例を理解し、自分も人を大切にすることを意識して生活していると答えた子どもが急増しました。また、毎年3年生で行っている『人権の花ヒマワリ栽培』でも、人権擁護委員の方々からの支援をいただき、一人一人の大切さを学習し、人権への理解が高まった様子が見られます。他学年でも同様のねらいをもった学習活動を年間を通して行っております。こういった学習の積み重ねが、子どもが子ども自身を大切にすることを意識を確かなものにすると考えています。

困難な状況に追い込まれても、強く生き抜こうとする子どもたちや、困難に追い込まれている友達を見過ごさない子どもの心の育ちをしっかりと見取ってまいりたいと思えます。

● 志免町子どもの権利委員 野間口 雅子

己の欲せざる所は、人に施すなかれ。(おのれのほっせざるところは、ひとにほどこすことなかれ。)

これは、「論語」にある孔子の言葉です。

弟子の子貢が、「人間が一生を通じて実行しなければならないことは何でしょうか。」と孔子に尋ねたところ、「他人の気持ちを、自分の気持ちと同じように思うことだ。人にされたくないことは、自分も人にしてはいけないのだよ。」と孔子は答えました。これは人間関係にとって基本の何よりも大切な心構えです。親子、兄弟姉妹、友人、どんな人間関係においてもこの気持ちさえあれば、人として大切にされ、人権が守られるのではないのでしょうか。自分自身も孔子の言葉を肝に銘じて人権を大切にすることを忘れないように行動したいと思えます。

今回、委員となり、子どもの権利条約を初めて読みました。志免町がこの子どもの人権を保障するために様々な施策を行っていることを知り、その取り組みに頭が下がりました。と同時に、もっとたくさんの人にその活動を知ってもらいたいと思いました。

志免町の子ども達がこの権利に守られ健やかに育つことを心から願っています。

● 志免町子どもの権利委員 高良 咲應

正直、この委員会に参加させて頂いた時、どのような事を考えればいいのか全くわからなかったのが正直な気持ちです。ただ、参加していく中で、子どもたちは一人の人間であり、かけがえのない大切な存在です。人間として生きていくための当然の権利があるという事を改めて考えさせられました。その権利が保障され、健やかに成長していく事を願い、これからも見守り・応援し続けていきたいと強く思っています。私としても大変勉強になりましたので、この経験を活かし微力ながら志免町の子どもたちの為に頑張っていきたいと思えます。今後とも宜しくお願いいたします。

● 志免町子どもの権利委員 丸山 卓嗣

子どもがやってみたいと思ったことに対して、大人の都合でこれはダメ、あれはよしという事はあってはならない事だと思えますが、子ども達がやりたいことをやる、できる反面、義務や責任があることも同時に学んでほしいと思えます。

町や国の発展には、子は宝であり、財産であることは間違いありません。これからも、子ども達を応援していきたいと思えます。

II 資料

1 第3期委員会委員名簿

第3期 志免町子どもの権利委員名簿

区 分	氏 名	団 体 等	備 考
識見を有する者	藤田 尚充	元西南学院大学教授	
	橋山 吉統	弁護士	
	佐藤 晃子	精華女子短期大学 幼児保育学科 専任講師	
関係団体及び町民を代表する者	宮本 陽子	児童委員・民生委員	～平成26年2月18日
	野間口 雅子	児童委員・民生委員	
	高良 咲應	町PTA連絡協議会	平成26年6月24日～
	丸山 卓嗣	町PTA連絡協議会	平成27年2月3日～
	西村 将充	町PTA連絡協議会	～平成26年4月14日
	牟田口 朱美	一般公募（教育委員）	
	山崎 冬花	志免町子育てネットワーク	委員長
教育関係者	金子 眞恵	志免東小学校校長	平成27年4月21日～
	光延 正次郎	志免中央小学校教頭	～平成25年5月20日

2 委員会などの開催状況

	日 時	会議名	審議内容
2013年 (平成二十五年)	12月19日 10:00～12:00	第1回 志免町子どもの権利委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱状及び町長あいさつ ・委員長の選出 ・自己紹介 ・子どもの権利条例、施行規則及び権利委員会の職務について(事務局による説明)
2014年 (平成二十六年)	2月18日 10:00～12:00	第2回 志免町子どもの権利委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップ 気になる子どもの現状について
	4月14日 10:00～12:00	第3回 志免町子どもの権利委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利委員と救済委員の役割・連携の在り方 ・テーマの決定…いじめ、未就学児や親の問題
	6月24日 10:00～12:00	第4回 志免町子どもの権利委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・未就学児の施策について ・不登校の問題について ・児童虐待について ・学童保育について
	8月21日(木) 10:00～12:00	第5回 志免町子どもの権利委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・H25 子どもの権利救済活動報告 ・H25 子どもの居場所リリーフ活動報告
	10月21日 10:00～12:00	第6回 志免町子どもの権利委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・未就学年齢層の家庭について 町立園長、子育て支援課職員座談会
	11月28日 10:00～12:00	第7回 志免町子どもの権利委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもを対象にしてアンケートについて
2015年 (平成二十七年)	2月3日 10:00～12:00	第8回 志免町子どもの権利委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育についての疑問・聞きたいことについて
	4月21日 10:00～12:30	第9回 志免町子どもの権利委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育課熊本参事によるヒアリング(学校の状況について)
	7月6日 10:00～12:00	第10回 志免町子どもの権利委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の整理(藤田委員による)

	日 時	会議名	審議内容
2015年 (平成二十七年)	9月1日 10:00～12:00	第11回 志免町子どもの権利委員会	・H26 子どもの権利救済活動報告 ・H26 子どもの居場所リリーフ活動報告
	10月21日 10:00～12:00	第12回 志免町子どもの権利委員会	・第3期のテーマ決め、方向性について
	12月14日 10:00～11:40	第13回 志免町子どもの権利委員会	・貧困についての検証
2016年 (平成二十八年)	2月1日 10:00～12:00	第14回 志免町子どもの権利委員会	・スクールソーシャルワーカー、リリーフ 子育て支援課要保護担当からのヒアリング
	3月30日 10:00～12:00	第15回 志免町子どもの権利委員会	・テーマについての絞り込み・決定
	5月16日 10:00～12:00	第16回 志免町子どもの権利委員会	・テーマに沿っての検証 (コミュニケーションの低さ・貧弱さ、子どもの居場所について)
	6月20日 10:00～12:00	第17回 志免町子どもの権利委員会	・テーマに沿っての検証 (学校の先生をサポートする専門家、中学校卒業後のサポート)
	7月11日 10:00～12:00	第18回 志免町子どもの権利委員会	・H27 子どもの権利救済活動報告 ・H27 子どもの居場所リリーフ活動報告 ・第3期報告書内容検討
	8月30日 10:00～12:00	第19回 志免町子どもの権利委員会	・第3期報告書内容検討 ・検証についてのまとめ
	9月26日 13:00～15:00	第20回 志免町子どもの権利委員会	・第3期報告書内容検討 ・次期委員会の課題について
	10月25日 10:00～12:00	第21回 志免町子どもの権利委員会	・第3期報告書総まとめ
	11月24日 10:00～12:00	第22回 志免町子どもの権利委員会	・第3期報告書確認 ・町長報告

3 子どもの権利委員会だより（「広報しめ」より）

【平成26年6月号】

子どもの権利委員会だより

志免町子どもの権利委員会 委員長 山崎 冬花（志免町子育てネットワーク代表）

志免町子どもの権利条例制定の時より関わらせていただき、この度、第3期子どもの権利委員会で委員長を務めさせていただくことになりました。

第2期では子どもの参画をテーマに検証してまいりましたが、大人が子どもの参画を仕掛けている段階では、本当の参画とは言えないのではないかと感じていました。

本当に子どもが「やりたい！」と思うことを、子ども自身の意思で追及していくことができるように、一人の大人として何ができるのかと考えています。

第3期委員会の課題はたくさんありますが、子どもにとって大切な権利とはどんなことなのか？子ども達にも意見を聞きながら、町民の皆さんにわかりやすくお伝えしたいと思っています。

【平成26年8月号】

綴方教師—その子どもを見る目—

志免町子どもの権利委員会 委員 藤田 尚充（元西南学院大学教授）

戦前、日本の学校では生活綴方教育の実践が広く行われました。「生活綴方」とは、既成の経験や知識を書く作文と違って、現実直面しているその時の実感を「その時」のことばで綴らせる表現です。それによって教師は、現実生活の内に生きるありのままの子どもの姿をつかもうとしました。またそれを教材にして、その子に自らの生活現実とそこでの自分の在り方を意識化させる指導を行いました。

きのう私は、私の家のうらの、私の家の畑の、私の家の桃をとってたべました。（菊池松次郎）

たった1行書いてきた松次郎の綴方は、「私の家の」が何回も繰り返され、通常はこれをよけいなコトバとして削る指導が行われるでしょう。しかしこの先生はそれをしなかった。なぜ、くりかえすのだろうか？そして先生は他人のものを盗むという松次郎へのクラスの目に気付きます。「私の家の」は簡単に削ってよいコトバではなかったのです。

このように子どもをありのままに捉えようとした生活綴方の教師は綴方教師とよばれています。綴方教師のように、私たちが子どものことばや行為の内にある思いや意味を捉える努力を続けたいものです。

【平成27年1月号】

「子どものため」のむずかしさ

志免町子どもの権利委員会 委員 佐藤 晃子(精華女子短期大学 専任講師)

私は、教育学を専門とし、子どもの放課後・学校外の支援のあり方について研究をしてきた。それは、現代社会において、家庭や学校以外にも子どもが受け止められ、のびのびと遊び生活することのできる場の必要性を感じたからである。しかし研究を進めていくうちにより気になったのは、子どもの「忙しさ」である。忙しい大人の生活に合わせられた生活、乳幼児の頃から多くの子どもが習い事をし、細切れ時間に遊ぶ。さらに、「今の子どもにはこれが必要だ」と大人が「子どものため」を思って、勉強、スポーツ、様々な体験活動等充実させればさせるほど、ますます忙しくなる子どもたち…。大人が「子どものためを思って」行うことは、それがたとえ「子どものため」であったとしても、時として子どもには大きな負担となる。そう考えると、子どもの権利条約にある「休息・余暇の権利」を持ち出すまでもなく、子どもがほっと、のんびりできる時間や空間を保障してあげることがまず、今の社会に求められることなのではないかと思う。

【平成27年3月号】

国連・子どもの権利条約批准21年目

志免町子どもの権利委員会 委員 橋山 吉統(弁護士)

昨年は、日本が『子どもの権利条約』を批准して満20年目の年でした。

人権を最初に法律で定めた成文法は、1689年のイギリスの『権利章典』であり、その後、市民革命の流れの中でアメリカやフランスにおいて人権宣言が行われましたが、“子どもも人権の主体”との認識は、1900年に出版された「児童の世紀」(エレン・ケイ著)に見られる他は、ほとんどありませんでした。そうした中、第二次世界大戦下において多くの子ども達が最も基本的な“生きる権利”さえ蔑ろにされた史実を踏まえ、1959年、国際連合総会は『子どもの権利宣言』を採択して歴史上初めて、子どもが人権をもつことを明確にし、その30年後、現在の『子どもの権利条約』が採択されたのです。

子どもに権利があるということに対して“抵抗感”を感じる方がいるようです。しかし、人権とは、誰もが生まれながらにして平等に、侵されない価値のことです。子どもが人として尊重され、大切にされて初めて、他人の人権を敬うことができるのではないのでしょうか。これが国際常識であり、志免町の子どもの権利条例は、その基本に立って制定されています。一度、発想を逆転させてみましょう。

【平成27年8月号】

子どもの学習権を保障する

志免町子どもの権利委員会 委員 野間口 雅子(民生児童委員)

現在、様々な要因で子どもたちが学習する機会を保障されていない現実があります。

ずいぶん前の新聞に次のような若い人の思いが掲載されていました。

「私は、両親から勉強しなさいと言われても聞く耳を持たなかった。しかし、自分の生きる目標が定まったときに学歴が必要なことがわかった。勉強しなかったこと、周りの声に耳を傾けなかったことをとても後悔した。それから、必死で勉強し、時間はかかったけれど、なりたい自分になることができた。」

この時、私は次の言葉を思い出しました。

「両親や友達は、ほめたり叱ったりしてくれる。でも心の痛みは誰にも分かってはもらえない。そんなとき、最後に自分を救ってくれる人がいる。それは、他でもない自分自身だ。(安野光雅)」

この人は、学習することを通して自分自身を救ったのだと思いました。

学習することは、自分の未来を作るための礎を作ることです。目標が見つからない時は、目標が見つかったときにダッシュできるように力を蓄える時だと思います。

この社会の未来を担う一人ひとりの子どもの学習権を保障するのは周りの大人の責任です。

すべての子どもたちが、安心して学習にとり組める環境になっているのか、まず身の回りに目を向けてみましょう。

【平成28年4月号】

子どもの権利委員会だより

志免町子どもの権利委員会 委員 金子 真恵(志免町立志免東小学校長)

本年度、学校関係者代表として権利委員を務めさせていただいています。

「志免町子どもの権利条例」制定から九年が経過しました。町内中学生のアンケート調査で、その半数が子どもの権利相談室(スキッズ)の存在を知っているという結果が得られました。勉学に、そして部活動にと没頭している年代の子どもたちへの調査結果としては、大変高い周知度であると考えます。この九年間の関係機関の取組の成果であろうと思います。子どもたちにとって、受け入れてくれる場所があることの認知は、どれほど心強いことでしょう。

学校でも、子どもたち一人一人が生き生きと安心して生活できる環境を整えることを使命と考え、一層の努力を行っております。充実した学習と楽しい休憩時間、温かい会話が交わされる学校生活。そして、困ったことは遠慮なく相談できる場づくり、等々。学校の機能をフルに活かし、子どもたちの健やかな毎日を築き、見守りたいと考えています。

子どもの権利委員会だより

志免町子どもの権利委員会 委員 牟田口 朱美

柳田國男著『遠野物語拾遺』には次のような民話があります。――遠野町十王堂の仏像を、近所の子供達が倒したり上に乗ったりして遊んでいたのを見た大人が、子供達を叱ってやめさせた。その晩、その大人の夢枕に十王様が現われ、「せっかく私が子ども達と面白く遊んでいたのに、お前が賢(さか)しげに邪魔をしたのが気に食わぬ」とお叱りになり、大人は病気になった――

これは昔話で、今なら誰でも「やめさせて当然だ」と考えるでしょう。勿論、他人を傷つけたり、危険な行為は、本気で叱ってやめさせるべきです。しかし子どもに接する大人は、子どもの自由さを黙って見守る事も大切だと言えます。子どもが自ら考え、行動し発言するのを見守る。時に失敗する事があっても、それが子どもを成長させるのです。

一方で大人は子どものペースにゆっくり合わせてはいられないほど忙しく、制約の多い生活です。まず大人に余裕がないと、子どもを幸せにする事はできません。家庭だけに負担をかけるのではなく、地域全体で子どもを育てる取り組みを進めていけたらと思います。

4 ヒアリング①：未就学児年齢層の家庭について

未就学児年齢層及び要保護児童の現状について、保育園園長2名、要保護児童対策担当職員2名の方に話を伺った。

イ 未就学児年齢層の現状

〈保護者の様子〉

- ・親の就労増加： 両園とも朝7時から夜7時までの長時間保育のニーズが多くなっている。～「お母さんたちの就労の状況からいうとどうしても長時間の保育を受けている子ども達が多いと感じています。」「延長保育を始めるとなったのが、それだけお母さん方が長時間働くから。小さい子を抱えていてもそういう現場で働いている方が多くなってきたからニーズが増えてきたのだろう。」
- ・余裕の無い親： お母さん方に子どもとゆっくりかかわる余裕がない。～「『早くしなさい。早くしなさい。』という言葉をよく聞く。子ども達が朝からいっぱい怒られている状況があります。」
- ・余裕の無い親： お母さん方で休みの日であっても保育園に預ける方も多い。親もリフレッシュする余裕がない。～「今はお母様方も自分の時間というのを大事にされている方も増えているんじゃないかと思います。」
- ・子どものしつけ： 以外にも子どもに「これはしたらダメよ」と言うよりも、子どもがしたいからさせているという親が多い。
- ・家族の変化： 祖父母の送り迎えが少なくなった。

〈子どもの様子〉

- ・子どもの時間： 子どもがゆっくりする時間はどこにあるのか。～「子ども達がホッとする時間はどこなんだろうな～て考えることがよくあります。」
- ・子どもの時間： 大人の都合の時間に合わせた生活スタイル・リズムになっていると、年長になって落ち着きがない、場面ごとのメリハリがつけられないと感じる。

〈保育園の現状〉

- ・保育士の必要： 気になる子、支援が必要な子がいる場合、その子に身近についてあげられない状況がある。～「思うようについてあげられないという状況は支援課の方もわかって下さって、その中でできることをということで募集してもらっています。」
- ・学校との連携： 小学校との関係では幼小連絡会議や個人にかかわる個別的な会議も行われている。また子ども達の交流会も開かれている。～「亀山は5年生-1年生になったとき6年生-との交流を年4回、・・2月には園のほうから学校に行って学校探検や授業風景を見させていただく交流会がある。」
- ・子どものチェック： 子どもが朝来たときは視診・健康チェックして記憶にとめたり日誌の端に書きとめたりしている。～「できるだけ見逃さないようにしながら、サインを見逃さないように努力している。」
- ・親との関係づくり： 子どものあざとかがある時に「これどうしたと？」とか親に聞けるような日常の会話をしっかり持つておくことが大切である。～「些細な会話をしながらお

子さんの成長を伝えたりして、担任は話しやすい相談しやすい会話 - 特にそういう家庭には注意しながら - を持つように努力している。」

- ・親育ての役割： 親の子育ての悩みや相談に乗ったり、朝ご飯をきちんと食べることや子どもの身边を清潔にすることなどの生活習慣づくりにまで地道な働きかけを行っている。～「お母さんたちの子育て力というか悩み事を聞いたり相談に乗ったり、こちらからコミュニケーションをとってお母さんが悩みを打ち明けてくれるような雰囲気にしていこうということに力を入れている。」

ロ 要保護児童の現状

- ・要保護児童の増加： 虐待件数、相談件数、虐待の通報が増えてきている。～「毎週のように、多いときは毎日あるような状況なのでびっくりしているところです。」
- ・志免町の相談件数の増加： 平成19年は21件、平成20年は6件、平成21年は44件、平成22年は38件、平成23年は34件、平成24年は27件、平成25年は32件、平成26年は38件という状況である。
- ・通報への対応： 気になる子どもや家庭についての通報は近所の方、保育園、学校などから子育て支援課に上がって来る。その子どもの家庭のことを住民基本台帳で調べてから訪問する。気を付けることは「困ったことは無いですか」とか「保育園の事とかでご案内できることもありますので」というように、なるべく自分のことを紹介しに来ましたというように伝えるようにして対応している。
- ・孤独な子育て： 通報されるお母さん方に多いのは、0歳児や2・3歳児の子育てで近所に友だちもいないし、実家も離れていて1人で子どもを見ている孤立している母親である。
- ・ケース会議を開く事例： ケース会議を開いて対応を考えるような重いケースに共通して見えることは、お父さんによるお母さんへのDV（ドメスティック・バイオレンス:家庭内暴力）の存在、精神的に不安定なお母さん、自分の母親とうまくいっていない中でお母さんになった10代の若い母親の場合などである。児童相談所に行ったケースなどは、その後のフォローはしていないが、見守りが必要とされる子どもに対してはケース会議を定期的を開く。
- ・虐待の種類： 身体的虐待は低年齢層に多く、小学校中学校になるとネグレクト（保護の怠慢・拒否）の方が多くなる。
- ・ 貧困との関連： 虐待や相談に関して、貧困がかかわっている事は余り無い。生活保護受給者は多い。
- ・ 居住が見えない子ども： 最近、居住実態が確認できない子どもの件数が増えていて、その実態把握に力を入れている。

5 ヒアリング②：学校のなかの支援を必要とする子どもについて

学校のなかの支援を必要とする子どもについて、志免町教育委員会の参事 1 名にお話を伺った。

* 先ず参事から子どもの全体の印象・状況について大略次のような報告が為された。

- ・ 虐待について、要保護児童対策地域協議会で対応を協議するが、支援が必要では？と思われる子どもで、親が理解をしていただけない子・家庭への支援に限界を感じている。
- ・ いじめについて、アンケートを毎月 1 回、それと Q-U アンケート（「楽しい学校生活を送るためのアンケート Q-U」）を 5 月と 12 月に実施している。これらのアンケートでいじめや学校のことについて子どもの思いを捉えようとしている。
- ・ 対応する委員会について、中学校では毎週 1 回いじめ対策の委員会を、小学校では最低月 1 回いじめ・不登校に関する委員会を開いている。いじめの対策委員会には生徒指導主事や管理職の他に外部から NPO 法人 GUN²⁾ の方、スクール・ソーシャルワーカー（SSW）、時間が合えばスクールカウンセラー（SC）も入る。

* この後各委員の質問・意見に参事が応えられる形で進められた。

〈 Q-U アンケート（「楽しい学校生活を送るためのアンケート Q-U」） 〉

- ・ Q-U アンケートで子どもが変化したケースはという質問にたいして、課題があると設定された子どもがどの位置にあるか、またどのような取り組みに成果・課題があったかを検証して解決法を導いていくようにしていて、成果がでていと答えられた。

〈 不登校の子ども達への対応 〉

- ・ 不登校の子ども達への対応についての質問には、安否確認ができない子どもはいないが、担任が連絡しても、会いに行っても会えない事例があり、スクール・ソーシャルワーカー（SSW）に学校と家との橋渡しを地道にしてもらっていること。また学校という枠を越えた外部との連携については児童相談所ということだった。これに関して事務局側から就学前の子どもに関しては子育て支援課や児童相談所が関わっているが、一番問題なのは家庭からの反応がうすく協力を得られないことで、健康課とつながりながら保健師のような人材確保を考えているという説明がなされた。

はっきりした様子が表に出てこないような事例には担任も苦勞していて、学校教育課としては、相談員の配置などに工夫しているが「家庭への支援に関してどうしたらいいか解決法がない。民生委員等など地域の方々との連携の模索が必要と感じている」と述べられた。

〈 不登校児に対する学力補充 〉

- ・ 不登校児に対する学力補充の質問に対しては、学校に学力補充のための場所を設けていて不登校対応の先生が各中学校に 1 人ずつ配置されていること、また適応指導の指導員が学力補充として対応していると答えられた。

〈 不登校の子どもの現状 〉

- ・ 不登校の子どもの現状について、小中合わせて、全欠の子どもが 10 名いること、年度的には横ばいか少し増え気味であると報告された。この子達への支援は不登校支援 GUN²⁾ や他の施設とつながりを持つことを最初の目標にし、引きこもりにならないように誰かと接すること違う場所に行くことを勧めていると話された。なおこのうち 2 名は保護者とも接触ができず拒否されている

家庭であるとのことだった。不登校の子どもが通っている施設としては、坂瀬の不登校支援^{ぐんぐん}GUN²と箱崎にあるエスペランザがあると話された。

〈いじめや不登校対策の委員会〉

- ・ 会議の内容、構成員についての質問については、会議は個人名を挙げた個別ケースを取り上げてその現状報告、対応、途中経過報告、更なる対応を話し合っていること、不登校についてはその報告と確認、メンバーは管理職、生徒指導担当、生徒指導主事、養護教諭等と報告された。

〈中1プロブレム〉

- ・ 中1プロブレムに関する質問では、不登校件数が志免町の小学校6年生と中学校1年生では全国的比率と同じように3倍になることが示され、連携について小中学校間の授業交流・実践交流や担任同士の年度末の情報交換、6月には元小学校担任と現中学校担任との情報交換をしていると報告された。

〈中卒後の子ども達〉

- ・ これと関連して中卒後の子ども達は？という質問が出されたが、学校教育課としては把握していないとして、「高校中退とか、進路が明確ではなかった子どもの支援をどこがするのかははっきりしていない」と述べられた。

〈発達に心配のある子ども達〉

- ・ 発達に心配のある子どもへの支援はどうされているかという質問に関しては、志免では年間70件以上の子どもに事前検査等の検査をしていて他の自治体に較べて多くしている方だと話された。

対応については中学校にも特別支援教室の他に通級というシステムがあること、クラスでの補助に関しては、全6校に24人の学級支援補助員がいて指導・支援をしていること、志免ではこれらの補助員は全員常勤なので成果をあげていると話された。なおその内の2名は中学校の不登校専門担当であることも付け加えられた。学生サポーターは昨年1名が南小に配置されたが、今年は後期に2名入る予定と報告された。

〈性的マイノリティやDVで通学できない子〉

- ・ 性的マイノリティやDV(家庭内暴力)のために通学できていない子はいないかという質問では、「把握していないだけかもしれないが、今のところはいない」ということだった。

関連して住民票がない子どもに関して話題が広がり論議された。参事からはDV(家庭内暴力)や校区外申請等理由をきちんと申し立ててもらえば通えることが示されたが、それも申請される場合で、申請もされていない子の場合はどうなるのか。各委員からは、やはり学校にだけ押しつけるのではなく地域や近所の目を生かすような連携の必要が出され、特に学校と民生委員とのつながりが指摘された。参事も「多くの学校の先生は、保護者よりも若くなかなか親にアドバイス出来ない場合も多々あり、そういうところに指導できる民生委員さんとかがいらっしゃれば力になると思う」と応えられた。

〈SSWの配置について〉

- ・ スクール・ソーシャルワーカー(SSW)については、昨年から志免町に2名配置され、小学校には週1回出向き、中学校は役場常駐で必要があれば出向いていく体制にあること、年度分の集計では対応件数が千件を超えていることが報告された。

〈志免東小学校の不登校への取り組み〉

- ・金子委員から、勤務されている志免東小学校の不登校児童に対する取り組みについて紹介された。それによると不登校傾向にある数名について年度初めに対応策を共通理解し、3日連続で欠席したら担任1人ではなく複数で家庭訪問する、その際必ずここまでの話しが伝えられたらOKのゴールを決めておくことが方針とされている。欠席者は毎朝8時半に把握し、無届け欠席は必ず電話をかけ、10時を期限に連絡がなかったら「訪問する」と留守電に入れたりして必ず保護者と接触するようにされている。このような方法で、保護者に、子どもを学校に行かせなきゃという意識を持ってもらうことを期待されている。

6 ヒアリング③：接する子ども達が抱えている実態と課題、問題点

NPO 法人スペースde GUN²代表1名、スクール・ソーシャルワーカー（SSW）

1名、要保護児童対策事業を担当している子育て支援課職員1名に話しを伺った。

- * ヒアリングは橋山委員の司会で、先ず質問事項シートの3つのテーマについて3人にお話をしてもらうことから始まった。質問事項シートと3人の話された内容の概略は次の通りである。

(第14回委員会 ヒアリング質問事項シート)

志免町：子どもの権利委員会 2月1日質問事項

はじめに

子どもは発達途上にあります。この「発達成長する権利」こそ、子どもに特有の権利です。しかし子どもに人権が保障されていると言っても自ら権利行使することが困難な場合もあり、権利を実質化するためには特別な配慮が必要です。そこで、今回の質問は、子どもたちが安心して発達し成長する権利の保障という視点に立って、子どもたちの発達成長を妨げている要因を探るとともに、それを取り除くためにどう施策があれば良いのかのヒントを得ることを目的とします。志免町の子どもたちに関する実態と課題を明らかにするためにご意見を頂ければと思います。

- ※ cf（参照）は断っていない限り『志免町平成26年 子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書』からのデータです。参考にして下さい。

1 接する子ども達の属性

未就学児

小学生

中学生

高校生

2 接する子ども達が抱えている実態と課題、問題点

(家庭の経済面)

(1) 家族構成の実態と影響 ～父母同居、ひとり親（父のみ、母のみ）、三世代

cf：志免町は全国、福岡県、福岡市に較べて母子世帯の割合が高い。（2010年国勢調査）

(2) 働いている親の状況と影響 ～正社員、非正社員、パート・アルバイト

(3) 勤務時間帯による影響 ～早朝、深夜等

cf：夜 20 時以降を子どもたちだけで過ごす小学校児童の家庭がある。

(4) 子どもの衣食住の様子

cf：夕食を「食べない」子どもたちが少数だが、存在している。

(5) 保育園・幼稚園の費用負担の問題

cf：就学前児童保護者が、第一に挙げる充実して欲しい子育て支援策は「保育園や幼稚園にかか る費用を軽減して欲しい」(71.7%) である。

(親の養育能力)

(1) 親からの虐待(体罰、広い意味での育児放棄)の訴え

(2) 親との確執の訴え

(学習面/将来に対する方向性)

(1) 学力面がどうか

cf：小学生の悩み事のトップは「勉強や成績のこと」(43.0%)、2 位が「将来の進路のこと」(28.2%)

(2) 将来あるいは目の前の進学に対する受け止め方

cf：中学生の悩み事のトップは「受験や成績のこと」(77.2%)、2 位が「自分の将来のこと」(56.6%)

(3) 進学先、就職先の明確化/志免町のひとり親家庭の大学進学率は?

cf：高校生の悩み事のトップは「自分の将来のこと」(55.7%)、2 位が「受験や成績のこと」(52.5%)

cf：ひとり親家庭の子どもの大学等進学率は全国平均 23.9%で、全世帯平均 53.9%に較べて半分以下である。

(4) 子どもたちは疲れているのか?

cf：「日ごろ感じること」で小学生、中学生、高校生すべてで「何もやる気がしない」がトップで、2、3 位は「何となく不安」「ひとりでいるのが一番らくだ」。

(その他)

3 どんな施策があったら良いと思うか

(1) 何が足りないのか

* 学校、行政、その他

cf：小学校児童保護者が、第一に挙げている充実して欲しい子育て支援策は「子どもが安心して医療機関にかかれる体制を整備して欲しい」(41.0%) である。

cf：教育・保育事業利用について「利用手続きが分からない」「自分が事業の対象者になるのか分からない」等が多い。

(2) 子ども食堂の開所 - 子ども夜の居場所として、また親たちも来て一緒に食事するなかで隠れた本音や実態が出てくるとして全国的に広がっている。福岡では今月「なかがわこども食堂(NPO 法人 チャイルドケアセンター)」がオープン。

(3) 家庭への介入の必要性(虐待への対応や支援サービスの提供方法として)

cf：「保健師・助産師による家庭訪問」「町が発行している子育て情報」のような家庭に直接届くサービスは認知度も利用度も高いが、「子育てホットライン」「母と子の心の相談室」「マタニティ教室」など自ら出向いてするようなサービスは認知度に較べて利用度は低い。

(4) 学習サポート

cf：学童保育所について、現在は「16：01～17：00」の利用時間帯が最も多いが、希望する時間帯では「17：01～18：00」が最も多く、さらに「18：01～19：00」の希望もある。

(5) その他

(話された内容の概略)

- ・ 母子家庭の子が多い。朝食を食べずにリリーフに来て過ごす子もいてそういう子の場合には調理実習などを行っているが、それをしない日に来る子はお菓子を一杯買ってくる。幼い頃からの食生活への関心が非常に低い。リリーフ以外に不登校支援をしているが、来たくてもこられない子の多くは親が働いていて送ってこられないケースが多いと感じている。
 - ・ スクール・ソーシャルワーカー（SSW）としては小学校からを対象にしているが、18歳未満までの相談をお断りはしてない。小学校入学に当たる相談とか特別支援が必要な子どもの就学前からの相談とかもあります。相談内容は不登校や虐待、就学に向けた相談、生活費をどうしましょうかという経済的な相談もあります。
 - ・ 課題でいえば、福岡市、唐津市、他の町等に関わってきた経歴から、志免町はひとり親世帯が多いと感じる。また婚姻関係にない方との同居のケースも多くて、そこからのDV（家庭内暴力）のケースも多いかなと感じている。
 - ・ 要保護児童対策地域協議会で取り扱っている子どもの人数は兄弟児を含めると50人を超えるくらいで、ひとり親世帯はその内の半分くらいかなと思う。関わる子どもは未就学児が多い。保健師が何度か訪問したり連絡を取るうちに、なにかしらの問題が見えてきたということが多く保健師さんと共に対応している。要保護の殆どのケースはネグレクト（保護の怠慢・拒否）で、親の養育力が低く子どもがほったらかされているケースが多い。またそのうち、半分くらいは親に精神疾患があり、気持ちの波で育児が出来たり出来なかったりする家庭が多いように思う。
 - ・ ひとり親世帯に関しては、母子家庭ではお母さんがほんとに1人で育てているというよりは男性の影が多く見られ、男性に流されて育児が出来てなかったりということがあるように思う。父子家庭では仕事が大変で育児まで手が回らなかったり、朝ご飯抜きは当たり前だったりということが多い。
- * 以下質疑応答の形で進められたが、3人が答えられた内容を要約して示す。なお、委員からの質問がある方がわかりやすい場合は、文中に（質）と示す。

〈保育園に行っていない子の家庭との接触〉

- ・ 基本的に働いていないと保育園に預けられない。要保護世帯の多くはお母さんが働いていない（生活保護世帯が多い）ため保育園には預けられない。ただ相談してもらえば、精神疾患であれば診断書、働いていなくても自宅での養育が困難という文書を児童相談所からもらって入園が出来る場合がある。ただその相談がないと関わりを持ってない。どこからも関わりがもてないお宅もあるし、拒否的だったりして子どもの実態がわからないこともあるので、健診に来てもらうとかしないと生活の内容にサポートするに至らないケースもある。

〈学齢期の子の家庭との接触〉

- ・ 学齢期の子（不登校児）も同じで家庭との連絡が取れないケースが一番困る。また何度も足を運んで数ヶ月後にやっと会えたが、歓迎されず介入できないというケースも難しい。うちは大丈夫ですから、進路のことも大丈夫ですからとか、昔いじめがあった時の対応から拒否的になり問題意識がされていないのが困るケースです。

子どもは学校に来ているが親とは接触できない場合もある。進路や生活のことで家庭と連絡を取ろうとした時に両親はいつもいないとか反応がわるく、その後子どもとの関わりが持てなくなったりする場合があります。

〈大人への信頼感が薄い子ども達〉

（質）不登校支援をされているなかで感じていることは？

- ・ 最近の子ども達は非行に走る子は激減している。大人への信頼感が薄く、それは貧困とかからくる大人への不信感というか、頼れないんだという感じがあるような気がします。・ ・ ・ただ大人側の問題が少し変わってきているんじゃないかなと感じています。大人が養育能力が非常に低下していることは感じているところです。
- ・ これからどこかの時点で信頼できる人に出会うのであれば、子ども達はなんとかなるんだとおもっているの、いつでもおいでと声かけしていますし、その辺にいる大人たちをもう1回再認識してもらえるように、学校と連携を取って学校の中で先生と信頼関係が築けるよう後押ししながらサポートしている状態です。

〈子どもの居場所の問題〉

- ・ 殆どのPTAは不登校は悪だと思ってある。学校は必ず行くものだと思っていられる方がほとんど。居場所ってあったらいいよねって言われるが、わが子が行くとなると、なんで？ってなられることは親御さんの反応を見ながら感じているところです。

今の流れで貧困、食の保障として子ども食堂って流れになっているので、子ども達が敬遠しないかが心配なところでもあります。子どものプライドを傷つけないようにしないといけないし、子どものプライバシーにも気を付けながらできるようなものにしないとこれだけ世間に騒がれているなかで、志免町でどうやるかってことは考えていけないといけなと懸念しています。

〈子ども食堂〉

（質）子どもの居場所として作られたのが子ども食堂じゃないかと思うんですが、子ども食堂は親も参加でき親と一緒に食べる雰囲気の中で悩みや深刻な問題が出てきて、親同士が関わって解決していこうというのが始まりかと思いますが、子ども食堂についてはどう思われますか。

- ・ 子ども食堂を始めた人たちは、都会の真ん中で母子家庭のお母さんが集まってご飯食べよってところから少しずつ始まったんですけど、・・・その団体が立ち上げた時にどういう趣旨で始めて、そのあたりを対象とするか、みんなで頑張っって助け合っっていこうよっていう趣旨であればいいんですが、安易に食べさせようっってだけでは、私も料理出来るしやろうやろうっだけでは、大人の側が上から食べさせてあげるっだけでは危険なところもあると思います。

〈不登校は学力と対人関係の問題〉

（質）不登校の一番の要因は勉強についていけないということでしょうか。

- ・ 小学校の高学年まさに思春期になって表面化する問題のひとつが不登校、その点に関して子どもの悩みのトップは成績問題。
もうひとつ私が考えるのは学力の問題とコミュニケーション能力の問題。他者とのかわり、集団で過ごすことがものすごく苦手という子が多い。勉強は個別でできるが集団に入るとドキドキするとか、誰かからなにか言われてそれが原因で行けなくなった。集団が苦手というのも一番の要因。
- ・ その通りです。学習と対人関係の面ですね。

〈不登校への対応〉

(質) 不登校などの子どもに対して、誰がどういう対応をしているのでしょうか。

- ・ 不登校の子どもに対して担任はもちろん、学年主任、生徒指導、管理職が訪問したりします。ただいじめが絡んだ問題になると学校側の問題とされる部分もあるし、保護者との関係をうまく作れなくなった時に、子どもと話す前に接触が取れないケースはあります。逆に家庭と協力して上手くいくケースもある。学校に不信感があってなかなか学校に相談できない場合は、こちらスクール・ソーシャルワーカー（SSW）に相談があって、直接家庭訪問して相談を受けて、その報告を学校にしたりします。

〈いじめる子どもへの対応〉

(質) 最近、いじめの場合、いじめを受けた側の子だけでなく、いじめをする側の子への対応も広がってきていると聞いているがどうですか。

- ・ その通りです。加害者側の子たちも名前がよくあがってきて、その子たちと話すといい評価を受けていない子たちが多かったです。言葉にできないイライラ感や、中学生になると大人を信用できない子も多く本心を語ってくれないことが多い。家のことがあってそういう行為につながっていることには気付かず、気持ちのコントロールが出来ない、コミュニケーションスキルが身につけていない背景はある。こうした加害者側のケースは学校だけでは難しいので、スクールサポーターや警察、児童相談所などと連携しながら対応するようにしている。

〈子どもへの視線〉

- ・ 学校へ行っていないわけではないが、親の都合で休みが多く、学校へ行く時間にお母さんが寝ているとか準備してご飯を食べさせて送り出すということが出来ない親が多い。鬱の方は眠れないので薬を飲んで寝て朝が起きられない。子どもにとってみればちゃんと準備していくっていう大切さが伝わらない。

先生のアンテナと言いますか、ご飯をきちんと食べられてなかったり、洋服も同じようなものを着ていたり・・・、学校に来ていたらそういった状況が分からないから大丈夫とされることもあるので、学校の先生がよく話を聞いてもらったりささいな所を注意して見ていただいたりするとありがたいです。特に低学年は自分で発信できないことが多いから特にそう思います。

(質) 学校へ行かないということでは、行っていればいいんだということがありましたね。

学校の先生も子どもが学校にきていけばいいんだと、大丈夫と。自宅で問題があるがその連携がとれていない、どうしてその家庭に問題があると町は把握できるんですか。

- ・ 検診だったり、お母さんから直接聞いたりしてそれを学校に伝えてそのお子さんに関して学校の様子などを見て頂くようお願いするんですけど、学校に来ているから大丈夫

夫ですという回答だったりするんですが。ネグレクト（保護の怠慢・拒否）のケースでは親戚の方からの連絡があって初めて分かったケースがあり、学校ではよく把握できてなかったこともあった。・・もう少し早く気付いてあげる方法はないのかなと思います。

〈先生がたへの支援〉

- ・ 先生方のアンテナをより磨くようにするためには第三者機関がどんどん入り込んでいくようなシステムがあるといいなと思う。以前に比べるとワーカーも入りやすいが、会議の中でも民生委員も入り込むようになってきています。

あとは学校の先生をサポートするような人がいた方がいい気がします。・・・先生方はとても忙しくて子ども達を細かく気を遣いながら見るよりも、授業をすることが一番の仕事ですから子どもの背景にあるものを見つけるのは困難でしょうから、専門家がもう少し長い時間学校にいて、先生たちが相談できるような対応できるような人や体制が必要ですね。

〈家庭への支援〉

- ・ ヘルパー派遣はある。うまく家庭と話ができて一緒に解決しようということを理解していただくとヘルパー派遣を紹介することができる。金額は安いがいいろいろ制限があって使い勝手が悪く感じられて、断られたりすることがある。「ファミリー・サポートセンターしめ」に関してはやはり金額が大きくなるので毎日利用は出来ないということになる。

精神疾患の方で自分がそうだと認識されてる方は少なく、その方に家事支援ヘルパーを利用しませんかと話しを持って行くことも難しく、関係を築くことも難しく結局は孤立していくことも多い。

〈養育する親への支援〉

- ・ 対応している要保護家庭では、親自身が成育歴に恵まれた環境ではなく親になって、自分が今度はどう子どもを育てていいか分からないといった繰り返しになっている。親が育った環境と似ているために、同じように育ってしまうという悪循環がよく見られるので、養育の部分をもっと充実できるといいなと思います。

親の教育っていうこともよく言われることですが、親に寄り添って話を聞いてやって、どう子育てをしていったらいいのかということを教えて行く立場が必要と思う。子どもは親が変わらないとという部分もある。

行政の仕事については、仕事となると異動があり課が変わるので、次に担当になりましたと言っても誰この人？となるのは当然のことで、せっかく築いた信頼関係が継続しないという問題を感じています。

- ・ その部分に関しては、今も私はずっと、役場の仕事を辞めて何年か経つが、かつて関わっていた人から電話がかかってくるんです。そんな義務はないんですが、子どものことになればちゃんと聞くし。それは言われるとおりで、親の相談窓口をちゃんとしないとですね。
- ・ 親同士のネットワークが必要で、同じ悩みを抱えた親同士の話し合いの場が必要。・・私だけじゃないって分かるだけでも安心したりするし、子どもが明るくなると親も元気になったりして、町としてそういう仕組みを作るのは難しいのは分かるが、そういう機会を作ることができればと思います。

〈中学卒業後の支援〉

- ・ 一応、中学校を卒業したので支援は終結という形ですが、高校に行くとか、「リリーフ」に行くとか、児童相談所が関わって継続したりする場合があります。中学校を卒業してからの関わりは薄くなっていくことは課題かなと思う。また社会に出るまで関わっていくことが大事な場合もあるがそうすることは難しい。

(質) 高校に進学している子がどのくらいやめていってるのか把握はできますか。

- ・ 高校に進学した子がどのくらいやめているかは、確認することは難しいです。フォローも難しく、伝え聞くことがほとんど。ほんとはそこで次のステップのフォローを出来るようにしていくのが理想。

〈子ども達は疲れている〉

(質) 「ニーズ調査」によると小中校生が日ごろ感じることで「何もやる気がしない」が6割近く。その他にも、「不安である」とか結果が出ており、子ども達が非常に疲れているんじゃないかと思うんですよ。「リリーフ」に来る子ども達はどうか。

- ・ 子ども達は疲れていると思います。「出張リリーフ」で行って学校で会って、日曜日に「リリーフ」に来ると顔が全く違うということがあります。学校の場合は子ども達にとって頑張らなくてはいけないところなんです。頑張っているが、頑張れない子もいるのでそういう子は疲れてしまう。

無気力に関しては、家庭の問題にしてはいけないが、希望の持てない子が多い気がします。将来何になりたいのかってのをあんまり思い描かずに思春期になってしまって、それはあんまりいいモデルが周りにいなかったんだろうなと思うし、大人が疲れている姿を散々見てきているんだろうと思う。